担当弁理士:赤間 賢一郎

明確性要件・サポート要件の判断に関する裁判例 「合わせガラス用中間膜及び合わせガラス」事件

H25.9.26 判決 知財高裁平成24年(行ケ)10451号

特許維持審決取消請求事件:請求棄却(審決維持)

概要

含有量が規定された成分を発明特定事項として有するオープンクレームの「**及び/又は」**について、原告、被告、審決のいずれの解釈とも異なる解釈がなされた上で請求が棄却(特許維持) された事例。

[特許請求の範囲]

【請求項1】

ポリビニルアセタール樹脂 100重量部と、トリエチレングリコールモノ2-エチルヘキサノエートを $0.1\sim5.0$ 重量%含有するトリエチレングリコールジ2-エチルヘキサノエート $20\sim60$ 重量部とを主成分とする合わせガラス用中間膜であって、ナトリウム(Na)を $5\sim50ppm$ 及び/又はカリウム(K)を $5\sim100ppm$ 含有することを特徴とする合わせガラス用中間膜。

[審決の内容] (筆者にて適宜要約、下線。以下、 同様。)

1. 明確性要件

本件請求項1記載の「ナトリウム(Na)を5~ 50ppm及び/又はカリウム(K)を5~100 p p m 含有する」とは、①「ナトリウム (Na) を $5\sim50$ p p m及びカリウム (K) を $5\sim100$ p p m含有する」、②「ナトリウム (Na) を5~5 0 p p m含有する」、③「カリウム(K)を5~1 00ppm含有する」、の3通りの事項を示したも のと理解するのが自然な解釈であるところ、②の場 合には、Na以外の成分の含有量について何ら限定 するものではないから、「Kを含有しない」との限 定を付す必要はなく、同様に、③の場合には、K以 外の成分の含有量について何ら限定するものではな いから、「Naを含有しない」との限定を付す必要 もないことは当然のことであるとして、本件請求項 1の記載は、その技術的範囲が明確であるから、明 確性要件に適合する。

2. サポート要件

本件特許明細書の発明の詳細な説明には、本件特許発明1の課題が解決できることを当業者が認識できる程度に具体的に記載されていることから、本件特許請求の範囲の請求項1の記載は、明細書のサポート要件を満たすものといえる。

[争点]

1. 明確性要件

(1) 原告の主張

本件発明1は、多すぎても少なすぎても不都合なアルカリ金属であるNaやKの含有量を一定範囲とすることにより、基本的な性能に優れ、かつ、帯電防止性に優れた合わせガラス用中間膜を提供するという発明である。それにもかかわらず、Naが一定範囲に入っていればKの含有量に制限がなく、Kが一定範囲に入っていればNaの含有量に制限がないというのでは、結局アルカリ金属の含有量には制限がないというのでは、結局アルカリ金属の含有量には制限がないことになるため、①の記載が技術的に意味をなさないことになる。

次に、本件明細書段落0020は、Naの含有量が50ppmを超える場合とKの含有量が100ppmを超える場合のいずれにおいても、得られる中間膜の耐湿性や接着力が低下することを示すものであるが、②の場合及び③の場合をそれぞれK、Naの含有量には制限がないとの意味であるとする本件審決の解釈によると、本件明細書において作用効果との関係で望ましくないとされる範囲が、特許請求の範囲(請求項1)に含まれることになる。

(2) 被告の主張

本件審決が、上記のように認定したのは、②の場合にNa以外の成分の含有量が、③の場合にK以外の成分の含有量がそれぞれ限定されないことを示したに過ぎず、そのことが直ちに、②の場合にKが上限なく含まれても良いこと等を意味するものではない。

本件発明1の特許請求の範囲(請求項1)に記載がなくとも、合わせガラス用中間膜としての機能を損なう物質については、当然にその含有が許容されない。そして、本件請求項1の記載、本件明細書の記載、その他の本件出願時の技術常識を基礎とすれば、②の場合にKが100ppmを超えて、又は③の場合にNaが50ppmを超えて無制限に含有されるとなると耐湿性の低下が認められることから、特許請求の範囲に記載がなくとも、その含有量にはおのずと上限があることは明らかである。

(3) 裁判所の判断

①の「Naを5~50ppm及びKを5~100ppm含有する」場合とは、Na及びKの両者を含有し、当該Naの含有量が「5~50ppm」の数値範囲にあり、かつ、当該KKの含有量が「5~100ppm」の数値範囲にある場合を示していることを勘案すれば、②の「Naを5~50ppm含有する」とは、Kを含まない場合を、③の「Kを5~100ppm含有する」とはNaを含まない場合を示すものと解するのが、文理上自然な解釈であるといえる。

このような解釈は、本件明細書中の「発明1の合わせガラス用中間膜には、 $Naを5\sim50ppm$ 及び/又は $Kを5\sim100ppm$ 含有することが必要である。Na及び/又はKの含有量が5ppm未満では、得られる中間膜の帯電防止効果が不十分であり、<math>Naの含有量が50ppm及び/又はKの含有量が100ppmを超えると、得られる中間膜の耐湿性や接着力が低下する。」(段落0020)、

「…また、接着力調整剤としてアルカリ金属塩を使用する場合には、中間膜中でのNa及び/又はKの含有量が前記した発明1の範囲を保つことに留意する必要がある。」(段落0027)との記載にも合致する。

以上によれば、①の場合はNa及びKの両者を含有する場合におけるそれぞれの含有量を規定したものであり、②の場合及び③の場合は、それぞれNa又はKのいずれか一方のみを含有し、他方を含有しない場合におけるその含有量を規定したものと理解できる。

そうすると、 $Na を 5 \sim 50 p p m及び/又はK$ を $5 \sim 100 p p m含有する」との記載を含む請求項1の記載から本件発明1の技術的範囲を明確に把握できるといえるから、請求項1は明確性要件に適合するというべきである。$

[検討]

結論としては、本件請求項1は明確性要件に適合するとされたが、本判決の「及び/又は」の解釈は、原告の主張、被告の主張、及び審決のいずれとも異なる。

「及び/又は」は、併合的接続詞である「及び」と、選択的接続詞である「又は」を一括して示すために用いられる。通常、この「及び/又は」は、例えば、「Na及び/又はK」であれば、①Na及びK、②Naのみ、③Kのみ、の三通りの意味を含む。本判決では、NaとKがそれぞれ含有量で限定されていることから②と③の解釈が問題となっている。原告の主張、被告の主張、及び審決は、いずれも②の場合ではKを、③の場合ではNaを含み得ることを前提にしている。これは、まず「及び/又は」を「及び」の場合(①)と「又は」の場合(②と

③)に分けた上で、本件請求項1がオープンクレームであることから、②であれば(①の規定に係わらず)特定量のNaが含まれてさえいれば良く、③であれば(①の規定に係わらず)特定量のKが含まれてさえいれば良い、と解釈したものと考えられる。

しかし、本判決では、①との整合性を重視し、② と③は完全なオープンクレームでは無いと判断した。 なお、本判決ではサポート要件の判断についても同 様の前提に立っている。

本判決の「又は」の解釈は、合理的になされたと言えるが、あくまでも本件請求項1の「及び/又は」の解釈の中でなされたものであり、その結論は請求項の規定や明細書の記載に左右されるものであるため、ケース・バイ・ケースで考慮する必要がある。

≪実務上の指針≫

本判決は、明確性要件及びサポート要件について 判示されたものだが、特許権の権利範囲の解釈にも 影響し得るため、「及び/又は」の使い方には注意 を要する。

すなわち、本判決の判断によれば、②の場合はKを含まず、③の場合はNaを含まないとされており、①では「Naを $5\sim50$ ppm及びKを $5\sim100$ ppm」となっているため、例えば、Naの含有量が0ppm超5ppm未満の場合や、Kの含有量が0ppm超5ppm未満の場合は、本件特許発明の技術的範囲に含まれないことなる。

このような解釈がなされることを避け、Na の含有量が0ppm超<math>5ppm未満の場合や、Kの含有量が0ppm超<math>5ppm未満の場合も技術的範囲に含めるためには、Na とKの合計量の範囲を限定し、その範囲内でNa の含有量とKの含有量を適宜設定できるような規定にすることが考えられる。

ただし、この場合はNaとKの合計量を限定することになるため、②と③のオープンクレーム(つまり、②の場合はKの含有量について限定されず、③の場合はNaについて限定されないクレーム)を望む場合は、「及び」の態様と「又は」の態様とを分けて出願するか、少なくとも請求項を分けた方が良いと思われる。

以上